関　市

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

関市の人口は約９万人で、製造業の事業所数（従業者４人以上）は５０１軒と岐阜県内で１番の数である。また、地場産業である刃物を中心とした「金属製品製造業」の雇用力やいわゆる稼ぐ力はともに高く、本市の主要産業となっており、今後も更なる振興が求められる分野である。

令和３年の製造品出荷額は約３，６１８億円であり、平成２８年以後は継続して３，５００億円以上の出荷額を維持する水準にある。

地域経済の活性化のためには、市の産業を支える中小企業者のブランド力の強化や新商品の開発、販路開拓などにより付加価値を高めるとともに、生産体制の最適化や生産効率の高い設備への更新など、労働生産性の向上を図ることが重要である。

市としてもこれまで、市民や子どもたちが企業の仕事を見学・体験できる「関の工場参観日」や、地元企業への就業促進と企業同士の取引の創出を目的とした「ビジネスプラス展」といった後継者増加につながるイベントの開催、国内・海外見本市出展に対する補助支援、平成２８年度より「関市ビジネスサポートセンター（セキビズ）」を開設し、中小企業者の相談拠点として事業者の品質の向上などにつながるよう継続的な事業サポート、平成３０年度より「関市みんなの就職サポートセンター（みんサポ）」を開設し、市内企業の就職相談にも力を入れる施策に取り組んでいるが、やはりまだ企業の技術や技能を後継する人材の不足は大きな課題となっており、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

（２）目標

関市の先端設備等導入計画の新規認定件数は、令和５年度の税制改正後の初年度は申請が集中し５５件、令和６年度は令和７年１月現在２５件で推移している。今回の先端設備等導入計画の認定件数は、年４０件を目標とする。

市としても積極的なＰＲにより、中小企業者の活発な設備投資を促し、既存産業の経営力や競争力が向上するとともに、新たな産業が活躍するなど、企業活動が活性化している状況を目指す姿としたい。また、産業の振興と後継者が育成されるとともに、ひいては、ものづくりのまち関市のブランド化が図られるものとする。

また、関市は設備投資が活発な自治体の１つとして、岐阜県中濃地域の中核都市として更に経済発展していくことを期待する。

（３）労働生産性に関する目標

関市では、中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

関市の経済、雇用を支えている、上記の産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

関市は日本、岐阜県のほぼ中央に位置し、その産業は刃物産業を中心に、都市部から山間部まで広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

（２）対象業種・事業

関市の産業は、地場産業の刃物製造業をはじめ、自動車・航空宇宙・精密機械産業などの優良企業が立地するものづくり産業のほか、各種サービス業などと多岐に渡り、多様な業種が関市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、ＩＴ導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

地域経済循環と雇用促進の観点から、常時１名以上が事業に従事する事業所に導入する設備を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間（令和７年４月１日～令和９年３月３１日）とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画期間は３年間、４年間または５年間とする。

5　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

市の認定にあたっては、中小企業等の経営強化に関する基本方針及び導入促進基本計画に適合することを確認するために、追加の書類の提出その他必要な手段を取ることができるものとするが、小規模企業者を含めた中小企業者に過度な負担とならないよう配慮する。

市は、導入促進基本計画及び先端設備等導入計画の進捗状況を定期的に把握し、中小企業者の行った自己評価の実施状況の把握に努める。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。